

ご 連 絡

令和3年2月15日

債権者 各位

破産者 福島電力株式会社
破産管財人 弁護士 清 水 祐 介

冠省

当職は、福島電力株式会社（以下「破産者」といいます。）の破産管財人として、以下のとおりご連絡致します。

本破産手続における次回の財産状況報告集会及び債権者集会（以下「債権者集会等」といいます。）の期日の時間が、下記のとおり変更となりましたので、その旨ご連絡致します。

なお、開催場所の変更はありません。

草々

記

(変更前) 令和3年3月9日(火) 午後2時

(変更後) 令和3年3月9日(火) 午後3時

以上

平成30年(フ)第68号

決 定

福島県双葉郡楡葉町大字下小埜字町3番地

破産者 福島電力株式会社

上記破産者に対する破産事件について、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

令和3年3月9日午後2時の財産状況報告集会期日及び債権者集会期日を、令和3年3月9日午後3時に変更する。

令和3年2月8日

福島地方裁判所いわき支部

裁判長裁判官 名 島 亨 卓

裁判官 古 屋 勇 児

裁判官 吉 原 裕 貴

これは正本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官

小野寺

浩

